

## 飼い犬・猫に 適切なしつけを!



犬や猫などの小動物は、人間のパートナーとして、私たちの生活に潤いをもたらしてくれまます。しかし、その一方でふんの後始末や捨て猫などのトラブルが後を絶ちません。法律や条例では、飼い主の責務として、人に害を与えたり迷惑を掛けないように努めることや、動物の習性や生理を良く理解し、愛情を持って終生飼養する責任があるなど、動物愛護とペットの飼育方法などについても幅広く規定されています。飼い主は、適切なしつけを欠かさず、周囲に迷惑を掛けないマナーを守らなければなりません。

人もペットも気持ち良く暮らすことができるよう、ご協力をお願いします。

詳しくは市健康課予防係 ☎477・0030 または都動物愛護相談センター多摩支所 ☎042・581・7435へ。

また、最近公園や広場などで飼い犬を放している方がいるというご意見を頂くことがありまます。そういった行為は、犬を放して遊んでいる方のマナーの問題と考えられます。公園や広場などで遊ぶときや散歩のときなど、飼い犬をリード(引き綱・鎖など)か

**犬のふんはきちんと後始末を**

犬に関する苦情の多くが、ふんの後始末についてです。放置されたふんは、犬を飼っていない方ももちろん、飼っている方にとっても不快です。散歩にはふん処理の道具を

持って、必ず始末してください。その際、ふんを埋めるのではなく、飼い主が責任を持って持ち帰ってください。また、住宅密集地では、排せつを済ませてから散歩に出るような配慮も求められています。市でも、ふんがたたくさん捨てられている所には、看板を

立て、注意を呼び掛けています。なお、健康課(わくわく健康プラザ内)、環境緑政課(市役所5階)、広報課(同2階)では注意を促す看板をお渡しできます。

**飼い主のいない猫について**

「捨て猫が住み着いて困る」「空き地に捨て猫がどんどん増えてしまっている」などの声が市にも多く寄せられています。

そういった飼い主のいない猫も、元を正せば一部の無責任な飼い主が捨てたり、生ませたりしたものです。おなかを空かせた猫たちを見かねて餌(えさ)を与える方もいますが、不妊去勢などの措置をせずに餌だけを与えると、猫が増える原因になります。猫が集ま

るのを迷惑に感じる方とのトラブルとなりがねません。飼い主のいない猫に餌を与えるときは、餌の食べ残しや、ふんの始末など周辺環境に気を配ったり、不妊去勢措置をするなど、ご近所の理解を得ることが必要です。

そのような猫を増やさないためには、飼い主が現在飼っている猫に不妊去勢手術などをして適切に飼育し、終生愛情を持って飼育することが基本です。猫は自由に生きる動物で、外で放し飼いをしている方も多くいるようですが、猫は犬ほどたくさんの運動が必要ではなく、自分の縄張りの中で生活する習性を持っています。十分な餌と不妊去勢措置、そして飼い主の愛情があれば、室内でもストレスをためずに健康的に飼うことが十分可能です。

**疾病・負傷した犬・猫は**

道路や公園など公共の場で疾病していたり負傷している犬・猫を拾得者から届けられた場合、都動物愛護相談センター多摩支所が保護する場合があります。

道路や公園など公共の場で疾病していたり負傷している犬・猫を拾得者から届けられた場合、都動物愛護相談センター多摩支所が保護する場合があります。

## 総合防災訓練を実施します 8月17日(木)中央中学校で



今年の訓練は、8月17日(木)午前8時半～正午に中央中学校で行います。対象は、中央中学校および第八小学校地域を含む中央町二丁目～五丁目、前沢一丁目、八幡町三丁目の皆さんですが、この地域以外の方もぜひ参加してください。前日と当日に、防災無線でご案内します。

犬なども一緒にご参加を

災害時においては、人はもちろんのこと、多くの動物が飼い主と避難所に避難してきます。これら動物の保護や飼育、負傷した動物の手当てなど、動物救護活動について、東久留米市獣医師会と協定を締結しています。ぜひこの機会に、犬などを連れて訓練に参加しましょう。

詳しくは総務部総務課防災係 ☎470・7714へ。

### 訓練当日の朝 サイレンと半鐘が鳴ります

訓練当日の午前8時43分に、警戒宣言発令を知らせるサイレンと半鐘が鳴ります。

これを合図に、各家庭では火の元の点検や水のくみ置きなどの訓練を行ってください。

なお、災害が発生した場合やその恐れがある場合は、訓練を中止します。

## 9月9日(土) いきいき長寿大会 を開催します

今年のいきいき長寿大会は、9月9日(土)に中央公民館で、75歳以上の方を対象に、午前・午後の2回開催を予定しています。内容は、式典とアトラクションの公演です。詳細は広報9月1日号でお知らせします。詳しくは介護福祉課高齢サービス係(内線2558・2559・4923)へ。

今号は4ページです。O&A消費生活の正しい知識「ハロー! 来芽ちゃん」はお休みします。

### 《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場	
法律相談	6日・13日	弁護士	8月24日(木)	市役所2階相談室	
	20日・27日		9月14日(木)		
登記相談	6日(水)午後1時から	司法書士	9月1日(金)		
表示登記相談	6日(水)午後1時から	土地家屋調査士	9月1日(金)		
税務相談	13日(水)午後1時から	税理士	9月8日(金)		
人権身の上相談	20日(水)午後1時から	人権擁護委員	9月12日(火)		
不動産相談	20日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	9月15日(金)		
交通事故相談	27日(水)午後1時から	弁護士	9月21日(木)		
相続・遺言・成年後見等手続相談	13日(水)午前10時から	行政書士	9月7日(木)		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	27日(水)午前10時から	社会保険労務士	9月22日(金)		
経営相談	平日午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577		東久留米市商工会
女性の悩みごと相談	4日・11日	女性カウンセラー	8月21日(月)		男女平等推進センター
	25日		9月11日(月)		
女性弁護士による法律相談	1日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	8月18日(金)		
教育相談室	火曜～土曜日	教育相談員	午前10時～午後5時	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)	
	月曜～金曜日		電話相談も可		
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736		

## 9月の お気軽に 無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	13日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	8日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	24時間随時 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
動物なんでも相談	15日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所1階屋内ひろば
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所6階ワークコーナー
住宅増改築相談	14日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等幹事事業登録団体協議会	市役所2階相談室
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)
電話なんでも相談(東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア相談員	東久留米市社会福祉協議会

《訪問します》

妊婦訪問相談	訪問希望の方は健康課 ☎477・0022	助産師	ご自宅
--------	----------------------	-----	-----

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。